

ほっ とわーくにゅーす

HOT WORK NEWS Vol.38

発行:吹田市 地域経済振興室



中小企業の事業主の皆さまへ

裏面もご覧ください!

2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆ 改正のポイント ◆

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

(2023年3月31日まで)
月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%



(2023年4月1日から)
月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25% ↓ 50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げ対象となります。

..... 相談窓口のご案内

» 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。



場所：大阪府社会保険労務士会館5階

〒530-0043大阪市北区天満2-1-30
地下鉄谷町線「天満橋駅」●番出口 徒歩5分

フリーダイヤル：0120-068-116

平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)
※詳しくはQRコードよりWEBでご確認ください。

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

～ 深夜労働との関係 ～

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

～ 休日労働との関係 ～

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
(※)法定休日労働の割増賃金率は、35%です。



代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。「モデル就業規則」も参考にしてください。

(就業規則の記載例)

厚労省 モデル就業規則

検索

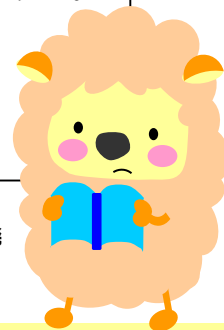


(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- (1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。
この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
 - ① 時間外労働60時間以下 …… 25%
 - ② 時間外労働60時間超 …… 50%(以下、略)

すいた労働啓発
キャラクター
はたらム君



助成金のご案内

» 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。
※詳しくは、右記QRコードよりWEBでご確認ください。

